

# 総合評価落札方式等の見直し概要

令和6年12月 青森市企業局水道部総務課

市企業局の総合評価落札方式（特別簡易型）、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

なお、詳細は、市企業局ホームページ掲載の「総合評価落札方式の運用の手引き（令和7年1月以降）」及び各要綱等を参照してください。

## 1 総合評価落札方式の対象金額の引上げ

令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から、総合評価落札方式の対象金額を引上げます。

変更前	変更後
設計金額 <u>1,500万円</u> 以上	設計金額 <u>5,000万円</u> 以上

## 2 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額の見直し

総合評価落札方式の対象金額の引上げに伴い、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額についても、令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から見直します。

### <低入札価格調査制度>

変更前	変更後
設計金額 <u>1,500万円</u> 以上	設計金額 <u>5,000万円</u> 以上

### <最低制限価格制度>

変更前	変更後
設計金額 <u>130万円超 1,500万円未満</u>	設計金額 <u>130万円超 5,000万円未満</u>